

うるおい

政策分野 1 環境

～DO YOU KYOTO?（環境にいいことしていますか？）を合言葉に、自然環境を気遣う「環境にやさしいまち」をめざす～

基本方針

豊かな森林資源、伝統文化、進取の気性と創造の力など、京都のまちの特性をさらに高め、京都のまちがもつ「市民力」や「地域力」を総結集し、自然環境を気遣う「環境にやさしいまち」の実現をめざす。

現状・課題

京都議定書誕生の地であり、環境モデル都市でもある京都市は、低炭素社会及び循環型社会の構築に向け、全国を牽引する役割が求められている。

三方の山々や清らかな川の流れなど、わたしたちの身近なところで豊かな自然環境が存在する一方で、子どもたちが自然にふれあう機会が少なくなっている。

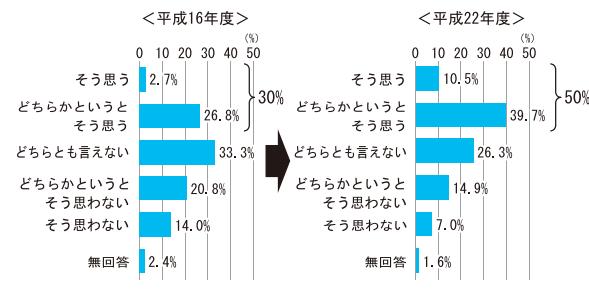
多くの子どもたちが、自然環境の大切さを感じられる機会を増やす必要がある。

温室効果ガス排出量が増加傾向にある家庭部門、業務部門を中心とした対策など、将来に向けた温室効果ガス排出量の大幅な削減をめざしている。このため、

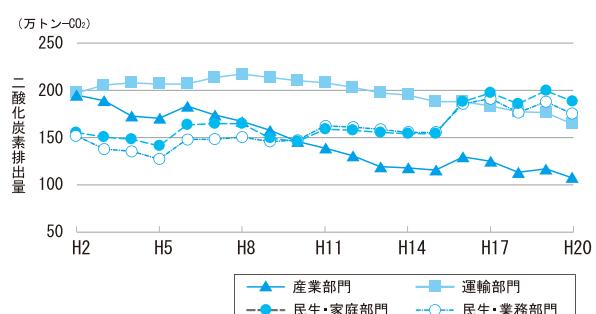
「歩くまち・京都」、「木の文化を大切にするまち・京都」の実現、利便性のみを追求しない環境にやさしいライフスタイル（くらし方、生き方）への転換、さらには、産学連携による環境技術開発の推進などが必要である。

ごみの発生抑制や限られた資源の有効活用などにより、環境への負担をできる限り低減する社会の構築をめざしている。ごみ量は着実に減っているが、さらなるごみの減量が必要であり、京都でくらし、働き、学び、そして、京都に集うひととの力を結集することが不可欠である。

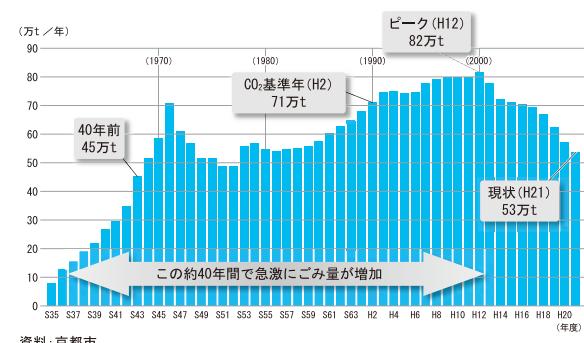
「きれいな空気、清らかな川、静かなまち」など、よい環境が保たれていると思うひとが増加



二酸化炭素排出量は家庭部門、業務部門が増加傾向



近年のごみ量（市受入量）は減少傾向



みんなでめざす10年後の姿

1 子どもたちが、自然環境をかけがえのないものと実感している

子どもたちが、周囲に山々が連なり、鴨川や桂川などが流れる山紫水明の恵まれた京都の自然環境を身近でかけがえのないものとして学び、実感できるようになっている。

2 健全で恵み豊かな環境が保たれている

ひとは自然の一員として、環境問題を自分のこととしてとらえ、環境への負荷を抑制することで、環境汚染、環境破壊の防止につながるとともに、多様な生物が息づく良好な自然環境が守り引き継がれていくなど、健全で恵み豊かな環境が保たれている。

3 「低炭素型まちづくり」が進んでいる

クルマ優先から徒歩や自転車、公共交通を優先する交通政策への転換、京都の歴史、文化などを生かしつつ、景観と調和した省エネ型建築物の普及促進など「低炭素型まちづくり」が進んでいる。

4 環境技術の開発、再生可能エネルギー資源の活用が進んでいる

豊富で高度な知的資源を活用した環境技術の開発が進展するとともに、太陽光や小水力^{*}、バイオマス（生物由来の資源）などの再生可能エネルギー資源の活用が進んでいる。

5 「京都流ライフスタイル」が広がっている

地産地消の食文化、季節感を大切にする生活、「打ち水」、「しまつの心」、「かど掃き」など伝統的な知恵を生かしつつも時代の進展に即した新しい「京都流ライフスタイル」が広がり、環境にやさしい行動を当たり前のこととして実践する市民や事業者が増えている。

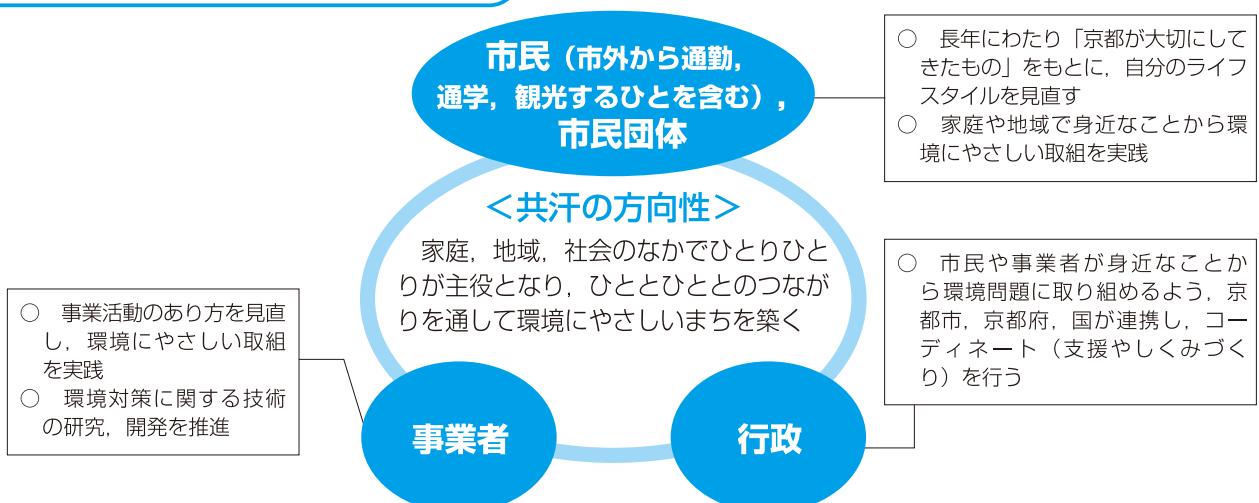
6 ごみを出さない暮らしと事業活動が広がっている

買い物時にはマイバッグを持参し、再生品を選択するなどの消費行動が定着している。事業活動においても、包装材の削減やリユース（再使用）、リサイクル（再資源化）しやすい製品を開発するなど、環境への配慮で付加価値を高めたものづくりが進んでいる。

7 徹底した再資源化が進んでいる

ごみの減量に取り組んでも、なお、出てくるごみについては、地域コミュニティを生かした身近に、気軽に出来る環境が整うことにより、徹底した再資源化が進んでいる。

市民と行政の役割分担と共済



* 小水力：一般河川や農業用水、上下水道などを活用した小規模な水力

推進施策

1 自然環境とくらしを気遣う環境の保全

(1) 自然環境、生活環境の保全

多様な生物が生育し、さまざまな機能をもつ森林や里山、河川などにおいて、市民参加の森づくり、間伐などによる里山の再生、市民農園の活用、野外教育施設でのイベントの開催などを通じて、市民が自然とふれあう機会をつくる。京都の優れた自然環境を、後世に伝えていくため、京都の地域特性を考慮した生物多様性の保全に向けた取組を進めしていく。

また、市民の生活環境の保全を図るため、新たな施設整備や市街地開発などを実施する前には、あらかじめ環境へ与える影響を予測することにより環境破壊を防止するとともに、自動車、工場事業場からの排ガス、騒音対策などや、市民や事業者と一体となったまちの美化を推進する。

(2) 環境学習の推進

市民のくらしに身近なごみ問題から、全人類の課題である地球温暖化問題まで、幅広い環境に対する市民の理解と行動を広げるため、環境保全活動を広く伝えるひとづくりや環境保全活動センター（京エコロジーセンター）をはじめとした拠点におけるさまざまな環境学習の取組を進める。さらに、クリーンセンターや再資源化施設などの見学会を実施し、ごみ問題を見つめ直し、さらなるごみの減量や分別、リサイクル意識の高揚を図る。

また、次世代を担う子どもたちに、環境にやさしい行動の実践が当たり前のこととして根付くよう、みずから考え、体験し、理解を深める機会を提供する。

2 低炭素型のくらしやまちづくりの実現

(1) 低炭素型まちづくりの推進

「京都市地球温暖化対策条例」に掲げる温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向か、京都のまちの特性を生かした「低炭素型まちづくり」の取組を積極的かつ計画的に進める。

交通体系については、脱クルマ中心の歩いて楽しいまちをめざし、公共交通利用を促進する取組を進めるとともに、エコカーへの転換、カーシェアリングやエコドライブの普及を進める。また、建築物については、温室効果ガスの吸収源である森林の再生に向け、地域産木材の利用を促進するとともに、景観と調和し、環境に配慮した建築物の普及などを進める。さらに、日常生活や経済活動の低炭素化のため、市民や事業者による温室効果ガスの排出削減効果が、環境価値として経済的に評価され、取引されるしくみを構築するとともに、社会の低炭素化に資する先進的な環境技術の開発促進や環境産業の振興を図る。

(2) 再生可能エネルギー資源活用の推進

温室効果ガスの発生が少なく、枯渴の恐れない、太陽光などの再生可能エネルギーの利用を促進するため、太陽光発電などの住宅への普及に加え、公共建築物や大規模な新築建築物への再生可能エネルギーの導入を進める。また、周囲に山々が連なり、市域の4分の3を森林が占める京都の特性を生かし、木材、河川水などの自然の恵みの活用を推進する。

さらに、再生可能エネルギーを地域で効率的に活用する地産地消型のシステム構築を図る。

(3) 「京都流ライフスタイル」の定着

「DO YOU KYOTO?」（環境にいいことしていますか？）を合言葉に、市民や事業者と連携しながら、環境にやさしいライフスタイル（くらし方、生き方）への転換に向けた実践行動を促進し、四季の移ろいを大切にする生活など、京都の伝統的な知恵を生かしつつも時代の進展に即した新しい「京都流ライフスタイル」の定着を図る。

また、家庭における温室効果ガス排出量の削減を図るため、日常生活におけるさまざまな省エネ、省資源の取組を実践する。さらに、これらに関する知識をもつ専門家やボランティアが相談や助言を行い、持続可能な環境にやさしくらしを提案する。

3 ごみを出さない循環型社会の構築

(1) 発生抑制、再利用（2R）の推進

生活のあらゆる場面で、ごみを出さない2R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用）を重視したくらしへの転換に向け、市民においては、「すぐにごみになるものを家庭にもち込まない」、「ものを大切に使う」、また事業者においては、生産や販売の段階で「すぐにごみになるものをつくらない」といった行動が定着するような取組を推進する。

とくに、事業ごみについては、多量にごみを排出する事業場への指導及び分別できていない資源ごみのクリーンセンターでの受入拒否の実施などにより、徹底的な減量を進める。

(2) リサイクルの推進

家庭ごみ、事業ごみとともに、ごみの分別ルールや適正な排出の誘導、指導を徹底し、可能な限り資源物を回収する。とくに、京都のまちの強みである学区単位の活動、自治会、町内会などの地域力を生かした地域密着型の取組を推進する。また、大学のまちとして多くの学生や海外からの留学生がくらし、国際文化観光都市として多くの観光客が訪れる京都のまちの特性を踏まえ、イベントなどのエコ化や宿泊施設などにおける分別の徹底などのリサイクルの取組を推進する。

(3) 適正処理とエネルギー回収の最大化

市民や事業者との協働によるごみの減量、リサイクル、レアメタルや有害危険物の回収などの取組を推進しても、なお排出されるごみについては、引き続き、適正に処理し、市民生活の安心・安全を守る。

また、クリーンセンターにおける焼却熱などを利用した高効率な廃棄物発電を行うことにより、ごみのもつエネルギー回収の最大化をめざす。

政策分野

2

人権・男女共同参画

～ひとりひとりが尊重される社会をめざす～

基本方針

少子高齢化、経済・雇用環境の変化が進むなか、多様な考え方や生き方が迎え入れられ、個性と能力を十分に発揮でき、日々の交流のなかからひとりひとりが尊重され、より豊かな人間関係が育まれる社会をめざす。

現状・課題

人権の基本的な考え方は市民に定着しつつあり、人権への関心は高くなってきていている。しかし、女性、子ども、高齢者、障害のあるひと、同和問題、外国人・外国籍市民などに関する問題はいまだ人権上の重要課題であり、市民の意識の高まりが、人権問題解決のための自主的な行動に結びついているとは言い難い。また、教育・所得の格差によって新たな人権問題が生じるという悪循環が起こるなど、新たな対応が必要となってきた。

今後も、引き続き、人権文化の息づくまちづくりの推進に向け、新たな問題も含めた人権問題をより深く理解し、自発的な行動につなげるため、あらゆる世代への教育・啓発活動を行うことが必要である。

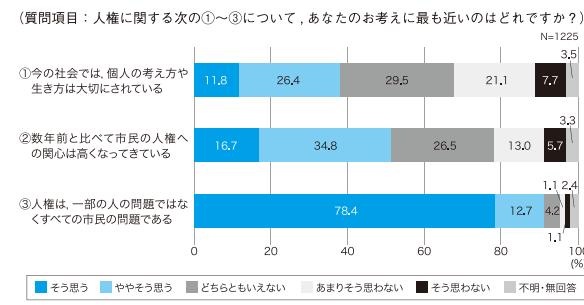
男女共同参画の推進についての市民の理解は年々深まっている一方、女性に対するあらゆる暴力や労働における不平等などの問題が依然として存在する。

大きな社会問題となっている配偶者・交際相手等からの暴力（DV）に関する総合的・計画的な対応が必要である。

管理職に占める女性の割合の低さ、男女の給与格差などが依然としてあり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についても希望と現実に乖離がある。

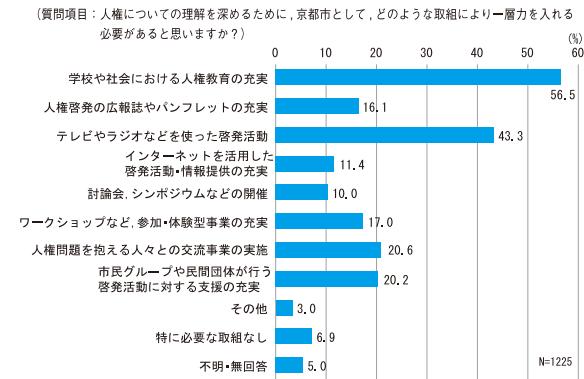
審議会などの女性委員の登用率の増加など、政策決定過程への男女共同参画は徐々に進んではいるが、分野ごとの状況が異なり、さらなる条件の整備が必要である。

半数以上の市民が人権への関心の高まりを認知、9割以上の市民が人権はすべての市民の問題と認識



資料：京都市「人権に関する市民意識調査」(平成17年度)

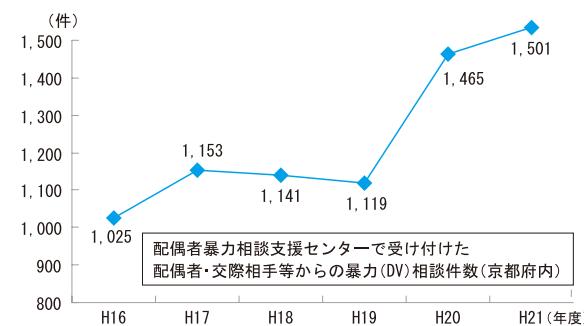
人権教育・啓発活動が必要とされている



「学校や社会における人権教育の充実」(56.5%)が最も高く5割を越えており、次いで「テレビやラジオなどをを使った啓発活動」(43.3%)となっている。

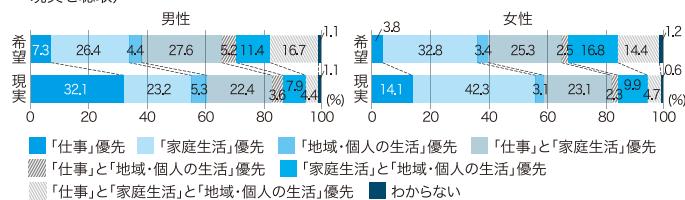
資料：京都市「人権に関する市民意識調査」(平成17年度)

配偶者・交際相手等からの暴力（DV）に係る相談は増加傾向



男女ともに「仕事と家庭生活をともに優先したい」といった複数の活動をバランスよく行いたいとするひとの割合が高い。現実には、「仕事」あるいは「家庭生活」など、単一の活動を優先しているひとの割合が高い

(全国20歳以上の者に、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実を聴取)



資料：内閣府「男女共同参画社会の実現を目指して」(平成21年)

みんなでめざす10年後の姿

1 互いの違いを認め合い、より豊かな人間関係が育まれている

子どもも高齢者も、女性も男性も、障害のあるひともないひとも、国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく、ひとりひとりがみずからの人権の大切さを十分に認識するとともに、すべてのひとの人権を尊重することの重要性を正しく認識することで、互いの違いを認め合い、より豊かな人間関係が育まれている。

2 すべての市民がいきいきと活動できる場所と機会に恵まれている

すべての市民が個人として認められるとともに、いきいきと活動できる場所と機会に恵まれ、自分にあった働き方や安心した生活のために必要な支援を受けられることで、自分の能力を十分に発揮できている。

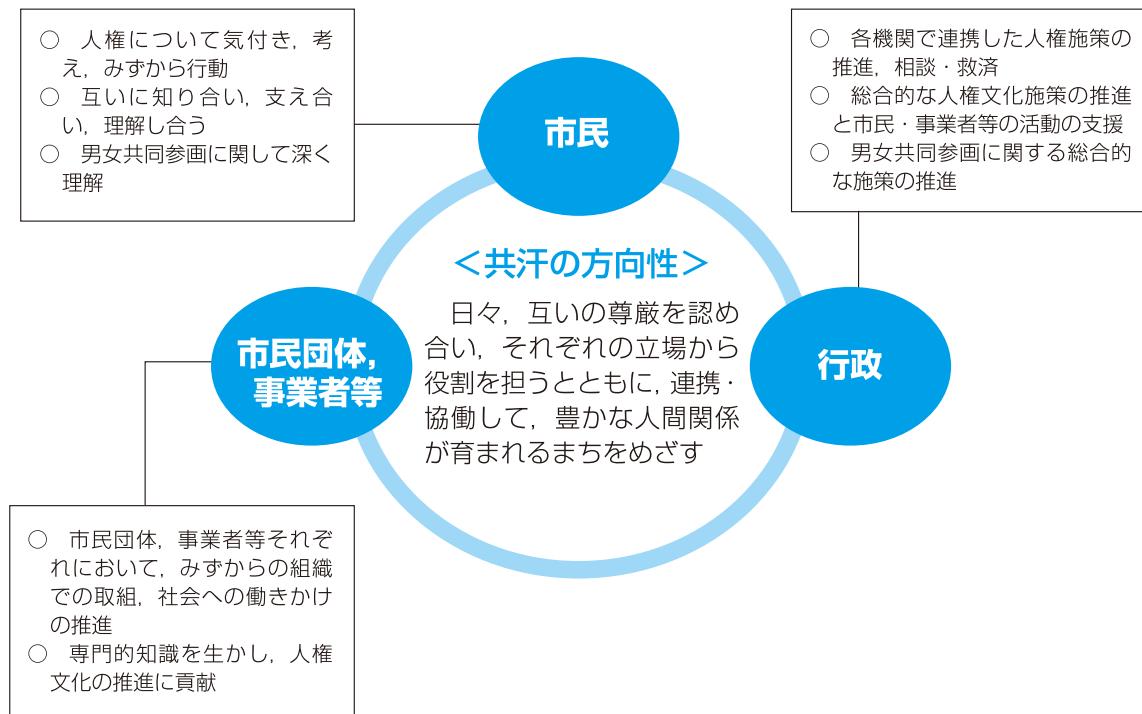
3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が進展している

女性の社会進出が進むとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が進展することで、女性も男性も仕事と家庭生活を両立し、企業の生産性の向上や市民の地域参加、社会貢献による地域の活性化が進んでいる。

4 女性に対するあらゆる暴力が根絶され、安心してくらしている

社会問題化している配偶者・交際相手等からの暴力(DV)やセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)など、女性に対するあらゆる暴力に関する正しい理解が市民に行き渡り、相談先が広く認知され、総合的な支援が受けられることで、個人の尊厳が確立され、安心してくらすことができている。

市民と行政の役割分担と共済



推進施策

1 すべてのひとの人権を尊重する人権文化の構築

日々のくらしのなかで互いの違いを認め合い、人権を尊重し合う習慣が根付いた人権文化を構築する。そのために、女性、子ども、高齢者、障害のあるひと、同和問題、外国人・外国籍市民などに関する人権上の重要課題に加え、格差社会の進行やICT（情報通信技術）の発達をはじめとした社会情勢の変化に伴うインターネットによる人権侵害やホームレス、犯罪被害者等の新たに顕在化した人権問題に的確に対応し、人権尊重の理念をあらゆる行政分野の基調として、行政分野それぞれを連動させながら取組を進めていく。

また、施策の実施状況や人権問題への対応窓口等についての情報を、市民にわかりやすく発信していく。

2 人権尊重の理念を自主的な行動につなげる取組の推進

人権はすべての市民の問題であるという市民の間に定着しつつある意識を人権問題解決のための自主的な行動に結びつける。そのために、市民や団体、事業者等の社会の構成員それぞれが、みずから の役割の遂行と連携・協働へ向けた取組を進めることができるよう、さまざまな教育・啓発活動を進めるとともに、市民等の自主的な取組に対する支援を行う。

3 すべての市民がいきいきと活動できる取組の推進

すべての市民が、いきいきと活動できる場所と機会を提供するとともに、自分にあった働き方を見つけられ、安心した生活ができるよう、能力向上のための支援や経済的支援などの施策展開を図る。

4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

市民それぞれが各人の置かれた状況に応じて、家庭や地域生活などにおいても、多様で柔軟な働き方・生き方が選択でき、仕事の充実と地域参加や社会貢献などの仕事以外の生活が好循環する社会をめざし、「女性の能力の積極的な活用」、「仕事と家庭生活の両立支援」などワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を率先して取り組む企業への支援や、子どもを安心して生み育てられる環境の整備などの取組を進める。

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

重大な人権侵害である配偶者・交際相手等からの暴力（DV）を根絶し、被害者やその子どもたちが真に自立し個人の尊厳が確立された社会の実現に向け、正しい理解の普及・啓発、民間シェルター*を運営する団体への支援、その他自立支援策等を関係機関と連携し総合的かつ計画的に実施する。

また、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）などの女性の尊厳を侵害するあらゆる暴力の根絶に向け、企業への働きかけをはじめ広く市民に対する広報・啓発を強化する。

* 民間シェルター：民間団体によって運営されている配偶者・交際相手等からの暴力（DV）を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設

青少年の成長と参加

～若き市民とともに未来の京都を築く～

基本方針

青少年が社会を構成する担い手として、みずから考え、行動する大人へと成長、自立することを支援するため、多様な体験、社会参加の機会を提供し、自主的な活動を促進するとともに、社会全体で青少年の育成を支援する体制づくりを推進する。

現状・課題

多様な生き方の選択肢から自分の役割や生き方を自由に選べる時代にあって、青少年による自主的な市民活動や社会参加活動が育ちつつある一方で、体験や出会いの少なさから、進路選択をみずから狭める青少年も少なくない。

青少年が生き方をみずから選択する能力を身につけるためには、さまざまな自然体験や社会体験が必要不可欠であり、青少年活動センターを中心に青少年の自主的活動を促進する取組を進めている。今後は、青少年を、社会を構成する担い手として地域参加や社会参加を果たし、積極的に社会に働きかける人材として育成する必要がある。

有害情報の氾濫、児童虐待など、青少年をめぐる環境の悪化とともに、少年非行やニート^{*}、ひきこもり、不登校など、青少年の直面する課題はより深刻さを増している。

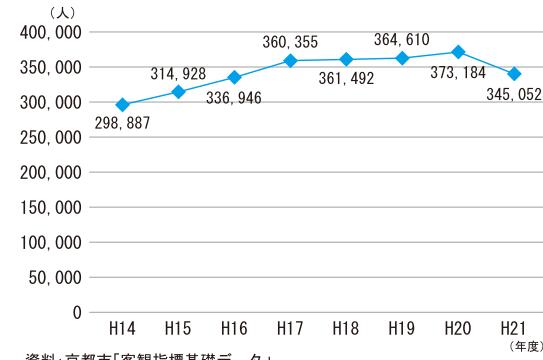
青少年の直面する課題の背景には、家庭問題、学校段階でのつまずきなどさまざまな要因が複合的に存在しており、単独の支援機関では解決が困難な場合がある。

子ども・若者育成支援の総合的推進及び社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者に対する具体的支援を目的に、平成21（2009）年7月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、国、京都府はもとより、NPOなどの民間団体との協働により、総合的・継続的な支援を進める必要がある。

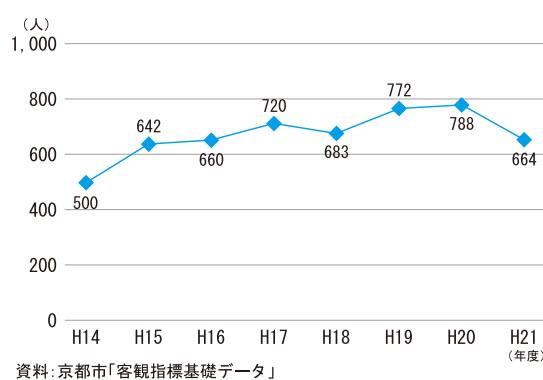
* ニート：就業・求職活動・家事・通学をしていない15～34歳のひと

うるおい／青少年の成長と参加

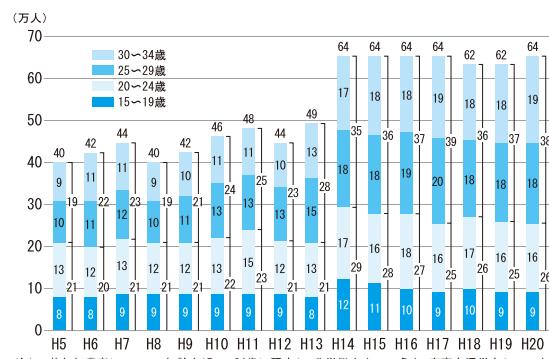
青少年活動センターの利用者数は30万人を超え、平成20年に過去最高を記録



青少年活動センターの青少年ボランティア数は増減を繰り返しながらも、徐々に増加



全国の若年無業者数は高水準で推移



注1 若年無業者について、年齢を15～34歳に限定し、非労働力人口のうち、家事も通学もしていないものとして集計
注2 15～34歳計は「15～24歳計」と「25～34歳計」の合計、「15～24歳計」、「25～34歳計」それぞれの内訳については、千人単位を四捨五入しているため合計と合わない。

資料：総務省「労働力調査」

子ども・若者総合相談窓口



伏見青少年活動センターにおける国際交流事業



みんなでめざす10年後の姿

1 青少年が「生きる力」を身につけることができている

行政、学校、NPO、青少年育成団体など、青少年育成にかかるさまざまな団体が密に情報交換し、それぞれの取組を補完することで、試行錯誤を繰り返しながら成長する青少年にとって欠かせない多様な社会体験の機会を提供し、青少年が「生きる力」を身につけることができている。

2 青少年がみずから生き方・将来像を設計している

青少年が社会を構成する担い手としてさまざまな分野に挑戦し、いきいきと活動するなど、積極的に社会に働きかけ、みずから生き方や将来像を設計している。

3 青少年の力が社会に生かされている

社会の幅広い分野において、意思決定の過程に積極的に青少年の力が生かされている。

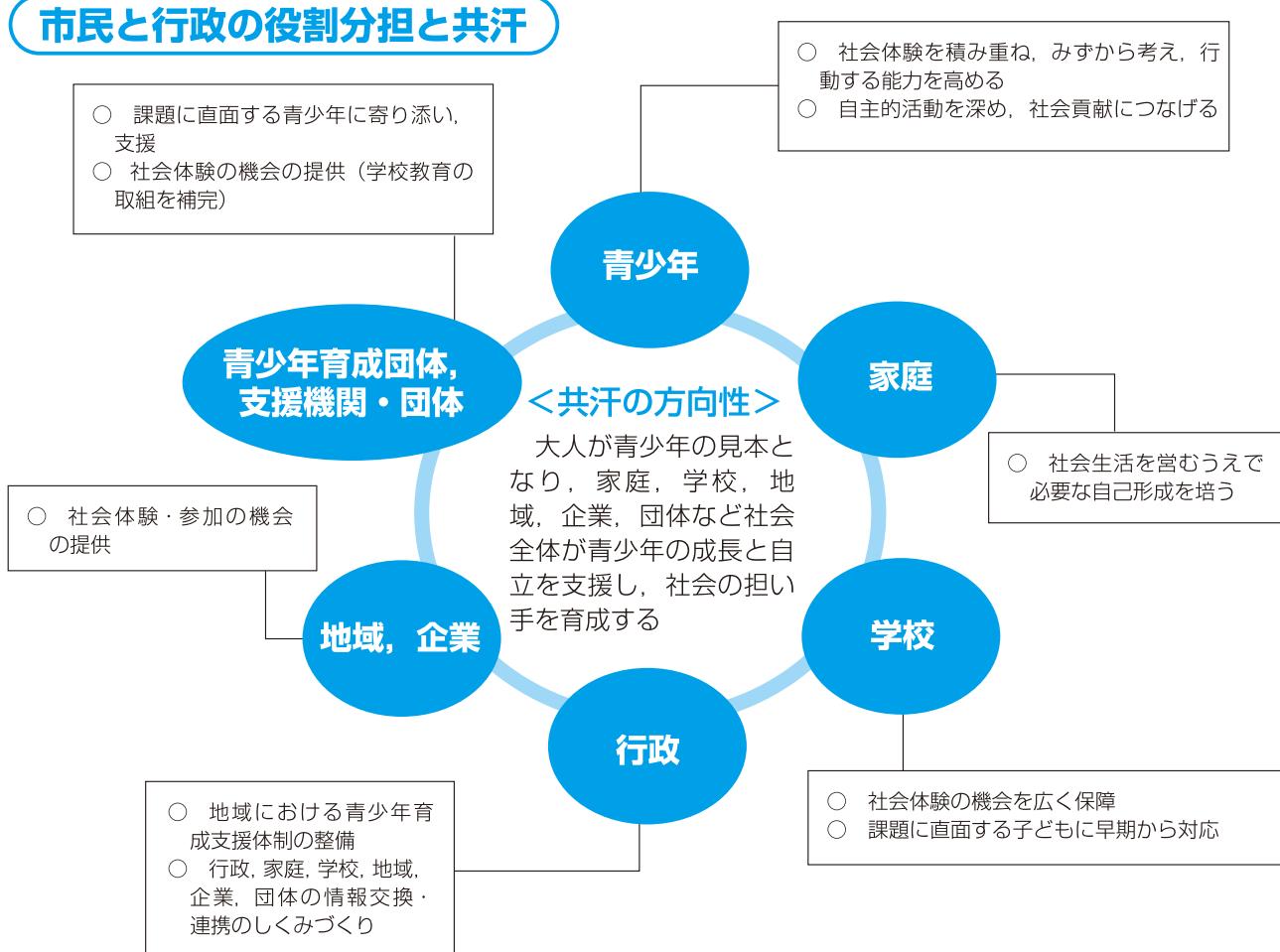
4 課題に直面する青少年への支援が実施されている

「子ども・若者育成支援推進法」に基づく総合的・継続的支援の体制が整備され、ニート、不登校などの課題に直面する青少年に対する支援が適切かつ迅速に実施されている。

5 すべての青少年の成長を支援する社会環境と受け入れる居場所がある

自主的に活動する青少年や課題に直面する青少年など、すべての青少年の成長を支援する社会環境と受け入れる居場所がある。

市民と行政の役割分担と共に



推進施策

1 青少年の自主的な活動の促進

(1) 青少年の生き方デザイン（自分づくり）の支援

自分自身の生き方や、ひととのつながりを見つめ直しながら、生き方を多面的にとらえ、みずから生き方をデザイン（自分づくり）する能力を身につけられるよう、青少年に、成長に欠かせない多様な自然体験や社会体験の機会を提供する。

また、多様な生き方・行動の見本となる人物と出会える機会や世代間・異年齢間の交流を促進とともに、生きる力を養うために、キャリア教育^{*}を多面的に推進する。

(2) 青少年の社会参加・社会形成活動の促進

青少年のもつ多様な感性が自主的活動や社会参加により発揮されるよう、活動の機会を提供するとともに、「活動していない層」から「活動し始めた層」、「活動し始めた層」から「積極的に社会づくりにかかわる層」への移行を促進する。

* キャリア教育：勤労観・職業観のみならず、社会人として「生きる力」を育む教育

2 課題に直面する青少年の総合的支援の推進

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、学校をはじめとする関係機関・支援団体等と連携しながら、子ども・若者を支援するための体制整備や人材育成などの取組を推進する。

また、問題行動を未然に防止する施策や立ち直りを支援する施策の推進とともに、年齢や個性の異なるさまざまな青少年が利用できるよう多様な居場所を用意することで、早期からの切れ目ない支援の実現を図るとともに、個々の状況に応じた、社会生活を円滑に営むための総合的・継続的な支援を行う。

3 青少年の成長を支援する環境づくり

地域社会が青少年にとってひととの出会いや体験の場となるよう、地域コミュニティのなかで試行錯誤を繰り返しながら成長する青少年を支援する環境づくりを推進する。

また、青少年のさまざまな問題は、青少年を取り巻く環境の変化と密接につながっていることから、地域全体で青少年を見守り、育てるネットワークづくりを進めるとともに、意識の醸成などの社会環境づくりを推進する。

さらに、青少年活動センターを拠点として、地域やNPO、青少年育成団体の情報を集約するしくみづくりを行い、青少年を対象として実施される事業に関する情報を青少年に的確に伝える取組を進める。

～住民同士がつながり、おもいやり、
地域のみんなで築くくらしやすいまちをめざす～

基本方針

市民生活におけるさまざまな課題を地域で解決するため、京都最大の社会資本である地域コミュニティの活性化を図り、住民が主体的に課題に取り組むとともに、行政がパートナーシップの関係に基づいて支援を行い、地域のみんなで築くくらしやすいまちづくりを進める。

現状・課題

京都は市域が広く、中心部の市街地から周辺部の農村地帯や山間地域まで、地域の成り立ちや特性はさまざまである。

多くの地域では、住民自治の伝統や支え合いの精神が息づき、町内会・自治会、学区自治連合会、各種団体といった地域コミュニティが中心となり、交流行事や安心・安全の取組など、さまざまな地域活動に取り組んでいるが、近年はひとつひとつのつながりが希薄になり、地域コミュニティの加入率も低下していると言われている。

少子化や職住分離などによる若年層の減少・流離、単身世帯の増加などにより、地域コミュニティの空洞化や担い手の減少が進んでいる。

一方で、おやじの会や学校運営協議会など、子どもを核として取り組む、学校を中心としたコミュニティ活動が盛んになっている。

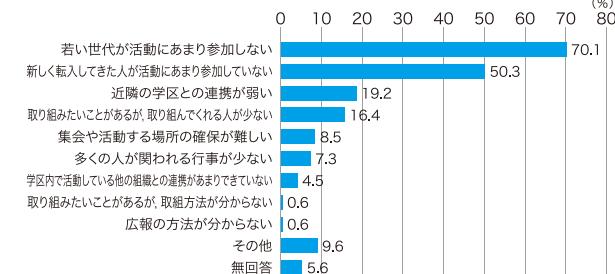
地域で活動するNPOや各種ボランティア団体等による公益活動は、市民活動総合センターの支援などにより活発になってきているが、各団体間の連携や取組のさらなる活性化が課題となっている。

都心部を中心にマンション等の集合住宅が増えてきているが、地域のひとからどのようなひとが住んでいるのかわかりにくく、交流や連携が難しい状況もある。

京都市は、地域コミュニティと連携を図る一方で、市政のなかで、地域コミュニティと明確なパートナーシップの関係を結ぶことが必要である。

地域コミュニティに弱体化の傾向が見られる

(質問項目：学区内の活動について、話題は何ですか？)



資料：京都市「地域活動に関するアンケート調査報告書」(平成19年度)

地域組織の役員の担い手が不足している

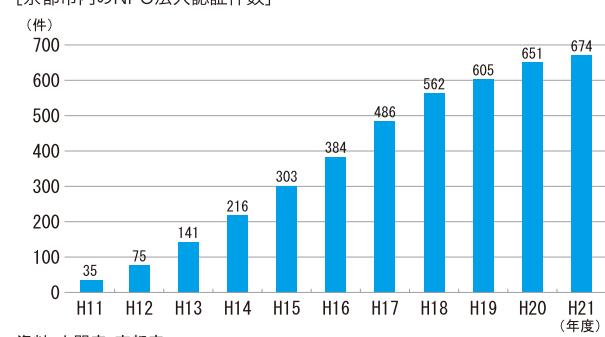
(質問項目：学区内の活動をさらに進めていくうえで必要だと感じていることは何ですか？)



資料：京都市「地域活動に関するアンケート調査報告書」(平成19年度)

NPO法人の活動は活発化している

[京都市内のNPO法人認証件数]



資料：内閣府・京都市

地域の交流行事（マンションの子どもたちのための地蔵盆）



シンポジウム「地域コミュニティ活性化への提言」



地域コミュニティ活性化検討委員会の様子



NPO設立講座の様子



みんなでめざす10年後の姿

1 だれもが気軽に参加できる居場所があり、安心してくらすことができている

だれもが気軽に参加できる居場所があり、それがつながり、支え合うことで、安心してくらすことができる。

2 地域の課題に主体的に取り組める多様なコミュニティができている

地域のさまざまな課題に対して、住民が関心をもって参加し、自立して、関係機関と連携しながら主体的に取り組める多様なコミュニティができている。また、京都の特色である学校を中心としたコミュニティも活発な取組を行っている。

3 自分たちの地域の課題を把握し、解決に取り組んでいる

それぞれのコミュニティが、環境や子育て、青少年の育成など、自分たちの地域の課題を把握し、解決に向けて取り組んでいる。

4 地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している

地域コミュニティが身近な課題の解決に向けて主体的に取り組んでおり、まちづくり支援のために整備された行政組織が支援するかたちで、地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している。

5 さまざまな分野の市民活動団体が地域コミュニティと連携して活動している

NPO やボランティア組織などさまざまな分野ごとの市民活動団体と町内会・自治会等の地域コミュニティが、それぞれの活動のニーズに基づいて役割を補完し合いながら、連携して活動している。

市民と行政の役割分担と共済

- 地域づくり活動など、コミュニティに積極的にかかわる

- 連携ネットワーク（一体的地域活動）を意識しながらコミュニティの中核を担う
- 安心・安全なまちづくりに向けて積極的に取り組む
- 「みずからも地域の一員」との認識の下、コミュニティに積極的に協力

市民

＜共済の方向性＞

市民、地域団体、NPOなどが連携し、行政がそれらの活動を支援することにより、くらしやすいまちが実現している

**地域団体、
NPO、専門家、
事業者・
事業者団体**

行政

支援

- 地域課題の解決に向けて、コミュニティの取組をバックアップ

推進施策

1 いきいきと活動する地域コミュニティづくり

地域の安心・安全をはじめ、住みよいまちづくりの基本となる地域コミュニティの活性化に向けて、地域コミュニティが自主的に行う加入率向上や担い手づくりのために行う活動など、円滑な運営のために行う取組や新たな地域コミュニティづくりに対し、まちづくりアドバイザーの助言や地域におけるさまざまな居場所づくりなどの支援を行う。

また、地域コミュニティが、NPOや市民活動団体をはじめとする関係機関と連携した取組ができるよう、一層の支援を行う。

さらに、マンション等集合住宅の住民と地域コミュニティとの交流を図るための支援を行う。

2 すべての市民活動団体の活性化

NPO、ボランティア団体等、公益活動を担うすべての市民活動団体が活発に取組を展開できるよう、市民活動総合センターを中心に情報収集・提供、相談、育成、交流、連携の促進などの支援を行う。

3 地域コミュニティと京都市との新しいパートナーシップ

「地域のことは地域で守る」、「地域のことは地域で決める」ために自主的に取り組む地域コミュニティと京都市との新しいパートナーシップを確立するため、京都市が新たにまちづくりや支援機能の強化を図る。

政策分野 5 | 市民生活の安全

～地域が支え合う、だれもが安心してくらせるまちをめざす～

基本方針

地域コミュニティを活性化するとともに、関係機関が連携し、犯罪、事故、消費者被害などを未然に防ぎ、必要な情報提供、支援を行うことで、市民が自立し、だれもが安心してくらせるまちづくりを進める。

現状・課題

近年、住民相互のつながりが希薄化し、地域の絆も弱体化していると言われているなか、災害時に助け合うとともに、子どもを狙う犯罪、高齢者の孤独死、事故などを防ぎ、地域を守るためにも地域が活気にあふれ、「地域力」を取り戻すための方策が求められている。

犯罪発生（刑法犯）認知件数や交通事故発生件数・死者数は減少傾向にあり、市民の体感治安は改善傾向にあるが、さらなる安心・安全なまちづくりに向けた取組に力を入れる必要がある。

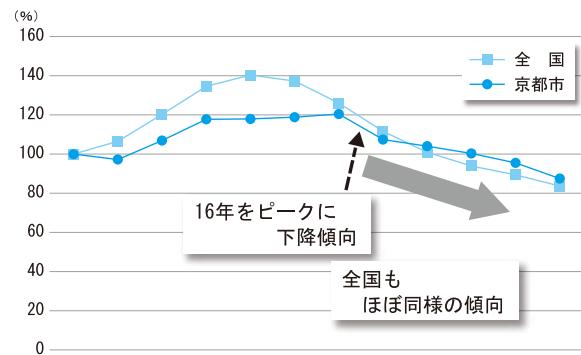
消費者被害に遭ったひとのうち、消費生活センターに相談したひとは約14%しかいないため、相談窓口を効果的に周知する必要がある。相談窓口の周知により、潜在している被害が顕在化し、一時的に相談件数が増加することが見込まれるもの、被害自体を減らすことにより、相談件数が減少していくことが求められる。

市民が消費者被害に遭わないための知識を備える必要がある。消費者啓発事業への参加の促進や、高齢者等への地域での見守り活動の充実により、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ることが必要である。

市民に最も身近な行政機関である区役所は、市民生活に密着した行政サービスを提供するとともに、地域課題の解決に向けたまちづくり活動を支援している。

犯罪発生（刑法犯）認知件数は減少傾向

[犯罪発生認知件数比の推移(平成10年を100)]

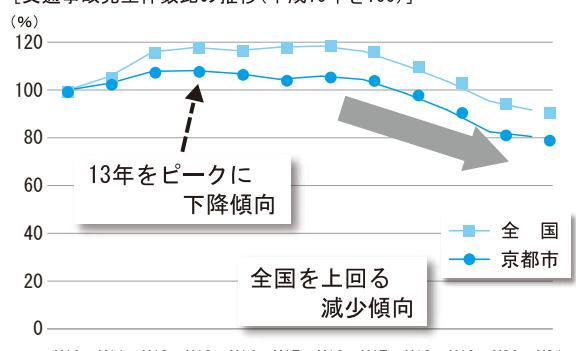


注 「京都市」は市内にある警察署の管轄区域内における犯罪発生(発生地主義)に関する件数の合計で、京都市外の一部に関するものを含む。

資料：京都市／京都府警察本部刑事企画課
全国／警察庁「平成22年警察白書」

交通事故発生件数は減少傾向

[交通事故発生件数比の推移(平成10年を100)]



資料：京都市／京都府警察本部「市町村別交通事故発生状況」
全国／警察庁「平成22年警察白書」

こうした支援も受けながら、地域団体をはじめとする多くの市民が地域でネットワークを形成し、防犯や事故防止に加え、防災、子どもの安全、地域福祉など、安心・安全にかかわるさまざまな課題に取り組み始めている。

一方、行政はこれらの課題ごとに担当部局・機関が異なっているのが現状であり、市民の目線で行政の縦割りを排し、横断的に施策・事業の融合を図る必要がある。

消費者被害に遭ったときに消費生活センターに相談したひとは約14%

消費者被害に遭ったときの相談先（上位5項目）	割合
1 どこにも相談することも伝えることもしなかった	33.7%
2 販売店やそのセールスマンに伝えた	20.2%
3 家族、友人、民生委員、ホームヘルパーなどに相談した	17.3%
4 消費生活センターまたは国民生活センターに相談した	13.5%
5 メーカーに直接伝えた	11.5%
5 警察に相談または被害届を出した	11.5%

回答者：全国の15歳以上80歳未満の男女104人

資料：平成20年版 国民生活白書

地域の安心安全ネットワーク形成事業（「安全マップ」の作成）



みんなでめざす10年後の姿

1 お互いに助け合えるまちになっている

活性化した地域コミュニティのもと、区役所・支所、学校、警察署や消防署などの関係機関の支援を必要に応じて受けつつ、安全意識をもった市民がお互いに助け合えるまちになっている。

2 交通事故や犯罪が少ない安心・安全なまちになっている

お互いに助け合えるまちを土台として、市民みずからの行動に、区役所・支所、学校、警察署や消防署などの関係機関の連携もあいまって、交通事故や犯罪が少ない安心・安全なまちとなっている。

3 消費者被害の防止が図られ救済体制も充実している

悪質商法に関する手口やその対処法に関する迅速かつ適切な情報提供により、消費者被害の未然防止・拡大防止が進むとともに、万一被害に遭った場合の救済体制が充実している。

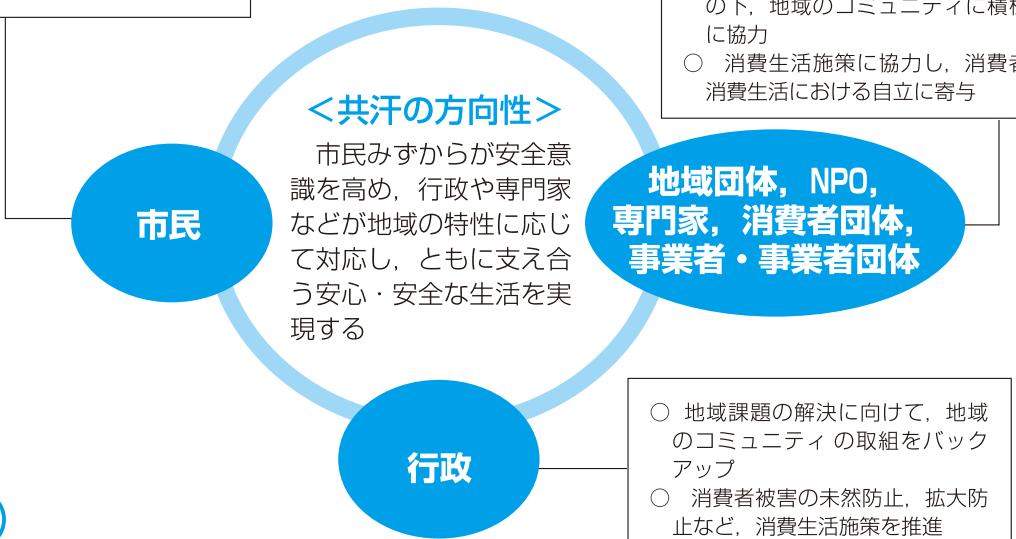
4 自立した消費者が育っている

消費者の消費生活における自立を促進するうえで必要な情報や知識の普及により、主体的かつ合理的に選択することができる自立した消費者が育っている。

市民と行政の役割分担と共に

- 地域づくり活動など、地域のコミュニティに積極的にかかわる
- みずからを守る意識を高める
- 消費生活に関する知識と理解を深め、主体的かつ合理的に選択することができる自立した消費者となる

- 連携ネットワーク（一体的地域活動）を意識しながら地域のコミュニティの中核を担う
- 安心・安全なまちづくりに向けて積極的に取り組む
- 「みずからも地域の一員」との認識の下、地域のコミュニティに積極的に協力
- 消費生活施策に協力し、消費者の消費生活における自立に寄与



- 地域課題の解決に向けて、地域のコミュニティの取組をバックアップ
- 消費者被害の未然防止、拡大防止など、消費生活施策を推進

1 生活安全（防犯・事故防止）の推進

(1) 犯罪の芽を摘み取る取組の推進

京都府警察による犯罪摘発や防犯の取組を基本としつつ、京都市と関係機関が連携しながら、防犯に関する知識を市民に啓発するほか、子どもや高齢者などを対象とした安全を守る取組や、公園整備や道路照明灯などの防犯に配慮した環境づくり、暴力追放のための運動などを推進する。

とくに、多くの市民や観光客が訪れる、犯罪発生の可能性が高い繁華街については、繁華街（商店街）の振興においても「地域の安心・安全の確保」を基本理念のひとつに位置付け、安心・安全なまちづくりをめざす。

なお、発生した犯罪の被害者については、支援に関する条例を制定するなど、社会生活にかかわる面での支援策に取り組むと同時に、犯罪被害を受けたひとびとの支援の必要性を社会全体で理解するための啓発活動にも取り組む。

(2) 事故の発生を未然に防止する取組の推進

交通安全に関する市民の知識や意識を高めるため、普及啓発活動に取り組むなど、地域団体、京都府警察と京都市が連携して交通安全対策を推進し、交通事故の当事者となる可能性が高い高齢者をはじめ、市民ひとりひとりがルールを遵守し、正しいマナーを実践する交通事故のない社会をめざす。

また、防災、地域福祉などさまざまな地域の安心・安全にも留意しながら、地域の特性や実情に応じた生活安全の取組を展開する。

(3) 地域の連携ネットワークへの支援

防犯や事故防止をはじめ、防災、子どもの安全、地域福祉など、安心・安全にかかわるさまざまな課題に対処しようとする、地域における自主的な取組に対して、必要な人的・財政的支援を行う。

(4) 関係機関の連携の強化

区役所・支所、学校、警察署や消防署など、安心・安全にかかわるさまざまな関係機関は、行政の縦割りを克服し、施策・事業の融合を図るなど、連携を強化する。

2 消費生活の安心・安全の推進及び消費者の自立支援

(1) 消費者被害の救済及び防止

消費者被害の迅速かつ的確な救済を図るため、消費者がトラブルに遭ったときに安心して相談できるよう、相談機能の強化と相談しやすい環境の整備に継続的に取り組む。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、悪質商法への対処をはじめとした消費生活に関する情報を京都市のホームページや電子メール、印刷物等、さまざまな方法により発信するとともに、消費者被害に関する注意喚起や高齢者等への見守り等、身近な支援のしくみづくりを推進する。

(2) 消費者の自立支援

消費者みずからが主体的かつ合理的に選択することができる自立した消費者の育成に向け、教育機関等との連携の下、各世代に応じた体系的かつ総合的な消費者教育を推進する。

さらに、消費者が、次世代の消費生活を見据え、食の安全や環境に配慮した行動を積極的に採り入れていくよう、学習機会の提供や環境に配慮した取組を推進する。

政策分野 6 文化

～世界的な文化芸術都市として創生することをめざす～

基本方針

くらしのなかに文化芸術がいきいきと息づき、ひとびとの豊かな感性が育まれるとともに、そこで生まれる活力やにぎわいが、まちの活性化につながることをめざして、文化芸術とまちづくりを一体化させた取組を促進する。このような取組を通じて、京都を魅力に満ちあふれた世界的な文化芸術都市として創生する。

現状・課題

京都は、他都市に比べて、豊かな文化資源を有する。芸術系大学が集積するなど、人材育成の機能も充実しており、市民、旅行者からも、文化芸術のまちとして広く認知されている。

機会があれば、京都の文化芸術に触れ、楽しみたいという市民が多いことから、文化芸術、とりわけ伝統文化をはじめ京都が有する文化に親しむ機会を拡充する必要がある。

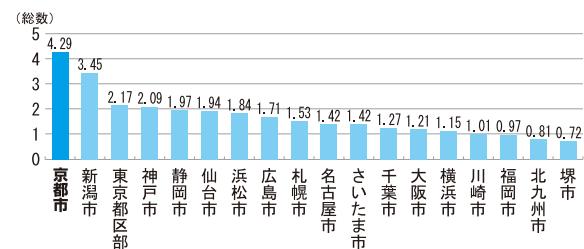
市民、行政、芸術家、企業等が京都の文化芸術を支える力として、それぞれ特色ある取組を進めているが、それらの力が必ずしも全体としての向上に結びついていない。

「文化芸術とひとびとの生活や地域との密接なつながり」という京都の特性が希薄化しつつあり、まち全体で芸術家や文化人を大切にし、育ててきた風土が失われるおそれがある。

京都市内には、国宝の約20%をはじめ、質・量とも国内有数の文化財が集積しているのに加え、文化財としての価値を有しながら、十分に調査が行き届いていない有形無形の文化財も少なくない。文化財の保存に係る経費や人材などの支援基盤が脆弱であることから、国のさらなる財政的支援や文化財を保存・活用するための専門的能力を有する人材の育成などが必要である。

人口当たりの博物館施設数は政令市中で最多

[人口10万人当たり博物館施設数(平成20年度末)]

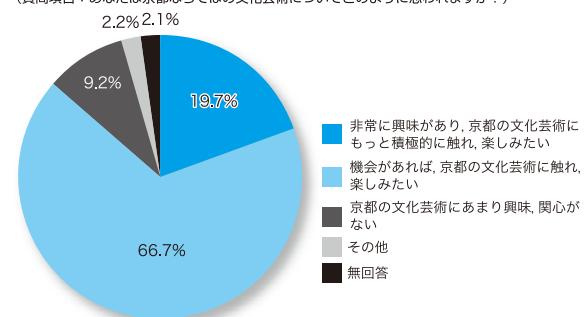


資料:大都市統計協議会「大都市比較統計年表」(平成20年)

京都の文化芸術に触れ、楽しみたいと思う市民の割合が8割以上

[文化芸術に対する興味・関心について]

(質問項目：あなたは京都ならではの文化芸術についてどのように思われますか？)



資料:京都市「第1回市政総合アンケート」(平成18年度)

国内外で「文化芸術によるまちづくり」を進め、文化首都や創造都市を標榜する都市が増える一方、京都では、都市化の進展等により、伝統行事の保存継承が困難となったり、歴史的価値の高い建造物や庭の消失が進んでおり、世界的な文化芸術都市として創生することが求められる。

みんなでめざす10年後の姿

1 文化芸術にかかる活動が盛んとなっている

伝統的な文化芸術を継承・発展させ「和の文化」として世界に発信し、また、文化芸術の新たな創造活動が活発に行われるなど、文化芸術にかかる活動が盛んとなっている。

2 日常の生活シーンのなかに文化芸術がとけこんでいる

文化芸術が市民の生活や、身近な暮らしの場である地域のなかにしっかりと根付くなど、日常の生活シーンのなかに文化芸術がとけ込み、だれもがそれを楽しみ親しんでいる。

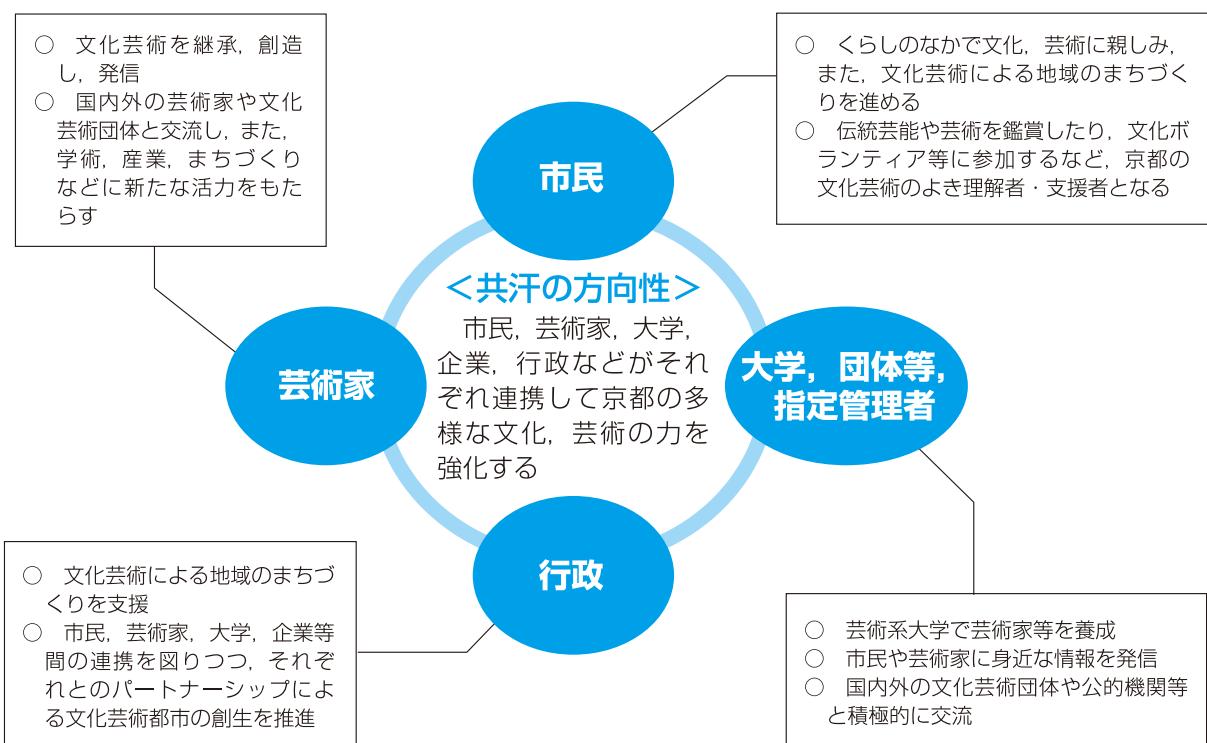
3 文化芸術によって社会全体が活気づいている

産業、大学との結びつき、独自の都市景観を生かすなど、文化芸術によって社会全体が活気づいている。

4 文化財が社会全体で守られ、地域の活性化にもつながっている

文化財の指定・登録がさらに進み、文化財の保存、活用に対する支援の輪が広がるなど、文化財が社会全体で守られ、地域の活性化にもつながっている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 すべての市民が京都のまちを支え、かつ誇りにできる文化芸術創造のまちづくり

(1) 多彩な文化芸術に親しみ、創造的な活動ができる環境づくり

地域ごとの特色あるくらしの文化が継承されるよう、京都の先人たちのくらしのなかから生み出され、受け継がれてきた文化に対する市民の关心と理解を深める取組を推進するとともに、地域の取組を支援する。

また、幅広い市民が世代を越えて多彩な文化芸術に気軽に親しむことができるよう、文化芸術の鑑賞、体験及び発表ができる機会を提供するとともに、文化芸術に関する市民の自主的な活動やボランティア活動を支援する。

(2) 優れた文化芸術を通じた子どもたちの感性と表現力の向上

文化芸術に対する子どもたちの感性を磨き、表現力を高めるため、京都が有する豊かな文化芸術の資源や人材を生かし、学校、地域その他のさまざまな場において文化芸術に関する教育を推進するとともに、子どもたちが優れた文化芸術のほんものの輝きに触れる機会を充実する。

(3) 文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進

地域のくらしのなかに文化芸術がいきいきと息づき、そこで生まれる活力やにぎわいが地域の活性化に資するよう、文化芸術と地域のまちづくりとの連携を図るとともに、それぞれの地域の特性に応じた文化芸術に関する活動の場を提供するなど、京都ならではの文化芸術による魅力ある地域のまちづくりを地域住民との協働により推進する。

2 歴史に培われた和の文化の継承と新たな創造活動の支援

(1) 伝統的な文化芸術の保存と継承

伝統芸能、伝統文化やこれらを支える伝統工芸の技術を守り育て、継承していくために、次代を担う後継者の育成を支援するとともに、市民をはじめ広く国内外のひとびとが京都の伝統的な文化芸術を体験したり、身近に触れることができる機会を提供する。

(2) 新たな文化芸術を創出する場づくりとひとづくり

京都で育まれた若い才能や京都が誇る重層的な人材が、個性豊かな文化芸術の活動を展開できるよう、京都芸術センターを中心として、芸術家・芸術関係者の育成や、芸術作品の制作・練習の場の提供等の支援を行う。

また、「大学のまち」や「ものづくり都市」の特性を生かして、学術研究や産業と文化芸術が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出す環境を整備する。

3 世界的な交流を視野に入れた文化芸術環境の向上

(1) 文化芸術の交流の促進

国内外の芸術家の受入れや京都で活動する芸術家の国内外への派遣、文化芸術に関する国際的な催しの実施など、文化芸術に関する国内外の地域との市民や芸術家の交流を促進する。

また、歴史と現代が融合する京都の文化芸術に関して、国際的な関心と理解をより一層深めるため、京都の文化芸術に関する情報ネットワークを整備し、広く世界に向けて的確に京都の文化芸術の魅力を発信し、あわせて鑑賞や体験のための観光に活用する。

(2) 文化芸術環境の向上

京都のまち全体を文化芸術の活動の場としてとらえ、その拠点施設として、京都会館、京都芸術センター、京都市美術館、京都コンサートホール、地域文化会館等が十分な役割を果たすよう、それぞれの文化施設の機能の充実を図る。

また、文化芸術に関するさまざまな活動を支える環境を整備するため、施設の運営に関して専門的な知識・技能を有する人材の確保と育成を図る。

4 かけがえのない文化財の保護、活用と伝承

(1) 文化財の保護、活用

文化財としての価値を有しながら、十分に調査が行き届いていない有形無形の文化財の実態把握のために、大学等と連携して調査を行い、重要なものについては、市の指定・登録文化財として保護し、将来的には、国の指定・登録文化財をめざす。

日本の歴史や文化にとって、かけがえのないこれらの文化財を活用して、京都の魅力を広く国内外に知らせるとともに、さらに文化財保護の気運を高める。

(2) 文化財にかかわる多様な人材の育成

文化財を生かした地域ごとの特色あるまちづくりを進めるため、文化財保護に不可欠な専門的能力を有する技術者を、大学や研究機関等との連携により育成するとともに、地域において、専門的知識を生かして文化財の調査や保存・活用策の提案ができる人材や文化財の公開等の活用事業に携わるボランティアを育成する。

政策分野 7 スポーツ

～スポーツやレクリエーションに親しむ機会に恵まれたまちをめざす～

基本方針

「だれもが、いつでも、どこでも、いろんなかたちでスポーツやレクリエーションに親しめる環境を、みんなで支え合うまちづくり」を関係団体（地域のスポーツボランティア団体、競技団体、学校、企業など）や指定管理者と行政が一体となって進める。そのことにより、市民ひとりひとりがスポーツやレクリエーションそのものを楽しむことはもちろん、健康や感動など市民生活に豊かさをもたらすとともに、環境、教育、観光、経済などさまざまな分野の京都のまちづくりをより魅力あるものにする。

現状・課題

指定管理者制度*の導入により、効率的かつ利用者のニーズに応じた柔軟な施設運営が可能になった。一方、所管施設や設備の老朽化が進行しており、市民に満足していただける施設の供用や事業の展開が困難になる可能性がある。

生涯スポーツ、競技スポーツ、障害者スポーツ、レクリエーション活動など、多様な利用者のニーズに応じた施設の提供がさらに必要である。一方、財政状況が厳しく、内陸都市であることから、活動用地の新たな確保が困難であるとともに、スポーツ施設設置に関して、府市協調の促進が必要である。

新しい気風を受け入れやすい土壌は、地域密着型プロスポーツチームを生み、西京極総合運動公園等で、市民がトップレベルのスポーツに身近に触れられる機会を増やしている。また、ネーミングライツ（命名権）の導入等、市内企業による支援が進みスポーツ振興に生かされている。

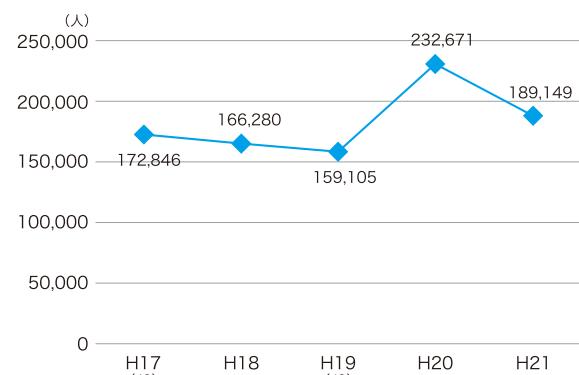
全国に類のない市民スポーツ団体として組織される「支えるスポーツ」の担い手である体育振興会は、地域におけるスポーツの普及・振興の大きな原動力となっている。また、区民体育祭（学区で行われる運動会）は、学区民が地域コミュニティに参画する、重要なきっかけづくりのひとつとなっている。一方、世代交代に伴い、体育振興会同様、体育指導委員、体育協会の新たなかつ安定的な人材確保や育成支援が必要である。

スポーツ施設（西京極総合運動公園）の稼働率は総体では横ばい傾向

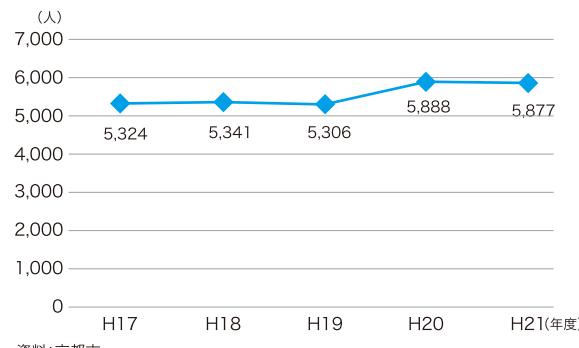
施設名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
西京極総合運動公園	陸上競技場	28	25	27	30
	補助競技場	37	45	39	38
	野球場	38	54	54	56

資料：京都市
(単位：%)

プロスポーツイベント（京都サンガF.C. 試合）の入場者数は平成20年に過去最高を記録



市民スポーツフェスティバル（メインフェスティバル）には6,000人近くの市民が参加



* 指定管理者制度：公の施設の管理運営に民間等の能力を活用し、住民サービスの向上や経費の節減等を図るための制度

京都スポーツの殿堂「伝道事業」



第16回京都シティハーフマラソン



みんなでめざす10年後の姿

1 それぞれの年齢や個性、環境に応じてスポーツを楽しんでいる

市民が、それぞれの年齢や個性、環境に応じて、スポーツやレクリエーションを楽しめる機会の提供や施設整備により、スポーツやレクリエーションを楽しむことができている。

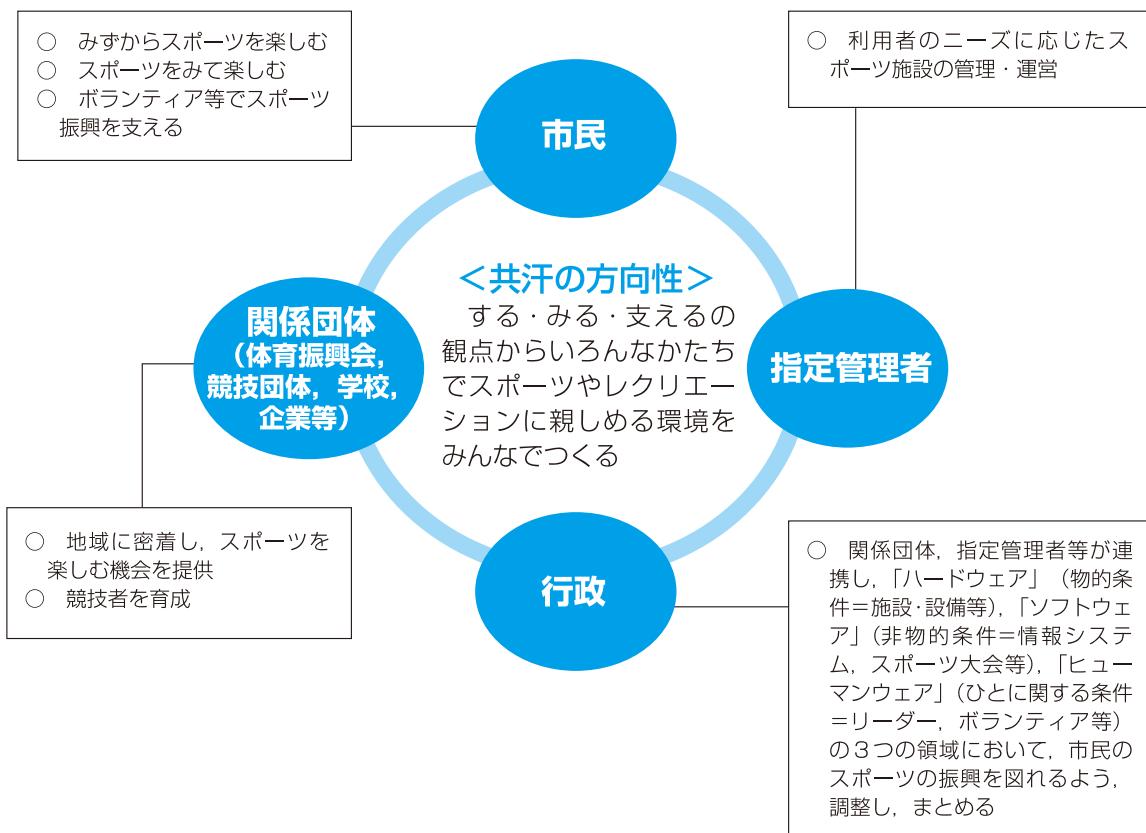
2 トップレベルのスポーツに身近に触れられている

市民が、プロスポーツをはじめ、トップレベルのスポーツに身近に触れることができている。

3 多様なスポーツ活動を支え合い、ひととひととがつながっている

市民が、相互に多様なスポーツ活動を支え合い、スポーツを通じてひととひととがつながっている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 それぞれの年齢や個性、環境に応じてスポーツやレクリエーションを楽しんでいるまちづくり（「するスポーツ」）

(1) 施設の効果的・効率的な整備

老朽化の著しい京都市のスポーツ施設・設備について、アセットマネジメント（施設の効率的な管理）により限られた施設の延命と有効活用を図る。また、太陽光発電やエネルギー効率のよい設備の導入等を積極的に図るとともに、施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザイン^{*}の理念に沿った施設のあり方を追求し、ひとと環境にやさしいスポーツ施設となるよう、改修・整備を進める。

(2) スポーツをみずから楽しむ機会の提供

体育振興会、学校、大学、競技団体等との連携により、新たなウォーキングコース・ジョギングコース、体操ひろばの設定、ニュースポーツの普及・振興の取組を強化することなどにより、市民が気軽に体を動かす機会の増加を図る。

また、施設の空き情報や予約案内等利用者のニーズに応じた情報提供を行う。

(3) スポーツやレクリエーション活動を支える人材の育成

スポーツの楽しみ方や健康に関する指導からアスリート（競技者）の育成のための専門的な指導まで、市民のスポーツやレクリエーション活動を支える人材の育成・活動支援を行う。

2 トップレベルのスポーツに身近に触れられているまちづくり（「みるスポーツ」）

(1) 競技環境と観戦環境の充実

国際的又は全国的な規模の競技大会の円滑な開催が可能となるよう、西京極諸施設（京都市体育館、野球場、陸上競技場兼球技場、京都アクアリーナ）の競技環境と観戦環境の充実を図るとともに、施設使用日程の早期確保、関連施設である伏見桃山城運動公園野球場、宝が池公園球技場等の充実、会場へのアクセス改善等に取り組む。

(2) 総合スポーツイベントなどの開催

京都を本拠とする地域密着型プロスポーツチームの振興に取り組むとともに、競技団体等と連携して国際的又は全国的な規模の競技大会の京都での開催の継続はもとより新規誘致についても積極的に検討する。

また、市民スポーツの振興はもとより、京都経済の活性化や京都ブランドのさらなる向上を図ることを目的とし環境にも配慮した、参加者、応援者、市民が一体となって楽しめるマラソンといった総合スポーツイベントを実施する。

(3) 競技スポーツへの支援とその魅力の活用

国際的又は全国的な規模の競技大会の開催に取り組む競技団体やプロスポーツチームの民間企業による支援の促進を図る。

また、子どもたちの憧れやアスリート（競技者）の目標となる京都ゆかりのトップアスリートを顕彰するとともに、その力をスポーツ振興をはじめとする京都の発展に生かす取組を進める。

3 多様なスポーツ活動を支え合っているまちづくり（「支えるスポーツ」）

(1) だれもが利用しやすい施設の提供

市民のライフスタイル（くらし方、生き方）、生活時間の変化により多様化する要望にこたえるため、施設の管理・運営を柔軟なものとし、良質なサービスが提供できるよう、施設の指定管理者との連携を図る。

(2) スポーツを支えるしくみづくり

市民スポーツの振興に貢献のある個人・団体に対する表彰制度の充実に取り組むとともに、各種大会・スポーツイベントへの市民ボランティア募集や体育指導員制度の一層の充実に努める。

(3) スポーツを支える組織の人材の確保・育成

支えるスポーツの担い手であり市民スポーツの普及・振興に大きな役割を果たす体育振興会、体育協会の新たなかつ安定的な人材確保や育成支援を進める。また、各種スポーツイベントを支える市民ボランティアの活躍を支援する。